

(第一類 第十二号)

第三十四回国会 建設委員會議録 第四号

(七六)

昭和三十五年二月十七日(水曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 羽田武嗣郎君

理事井原 岸高君 理事二階堂 進君

理事堀川 恭平君 理事南 好雄君

理事中島 巖君 理事山中 吾郎君

理事塚本 三郎君

逢澤 寛君 川崎末五郎君

島村 一郎君 砂原 格君

徳安 實藏君 橋本 正之君

廣瀬 正雄君 堀内 一雄君

岡本 隆一君 三鍋 義三君

山中日露史君

出席政府委員

建設政務次官 大沢 雄一君

建設事務官 関盛 吉雄君

(計画局長)

建設技官 山本 三郎君

(河川局長)

建設技官 佐藤 寛政君

(道路局長)

建設技官 神田 治君

(住宅局長)

委員外の出席者

建設事務官 高田 賢造君

(大臣官房参事)

専門員 山口 乾治君

二月十二日

土地区画整理法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十一号)(参議院送付)

海岸法の一部を改正する法律案(内閣提出第四十七号)

建設業法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四八号) 同日

国土開発縦貫自動車道建設に伴う土地提供者の生活再建措置等に関する請願(今井耕君紹介)(第四六号)

東海道高速自動車道建設促進に関する請願(中垣國男君紹介)(第四七号)

同(竹山祐太郎君紹介)(第九四号)

同(中村幸八君紹介)(第九五号)

同月十六日

治水事業等推進のため特別会計制度創設に関する請願(池田清志君紹介)(第二〇六号)

同(關谷勝利君紹介)(第三八〇号)

建設業法施行令の一部改正に関する請願(和田博雄君紹介)(第二二二号)

東海道高速自動車道建設促進に関する請願(江崎真澄君紹介)(第二六一号)

同(河野孝子君紹介)(第二六二号)

同(久野忠治君紹介)(第二六三号)

同(小林錦君紹介)(第二六四号)

同(鈴木正吾君紹介)(第二六五号)

同(辻寛一君紹介)(第二六六号)

同(早稲田柳右エ門君紹介)(第二六七号)

道路整備五箇年計画事業費増額に関する請願(池田清志君紹介)(第二六八号)

二級国道新潟、平線の整備促進に関する請願(田中彰治君紹介)(第二六九号)

東海道第二国道建設に関する請願(辻寛一君紹介)(第二七〇号)

同(辻寛一君紹介)(第三一九号)

同外二件(八木一郎君紹介)(第四七七号)

二級国道中津、日田間の昇格に関する請願(西村英一君紹介)(第二七一号)

碓氷川右岸の地すべり対策に関する請願(中曾根康弘君紹介)(第三二〇号)

県道姫路、豊岡間の国道編入に関する請願(五島虎雄君紹介)(第四七四号)

大阪湾沿岸の高潮防止対策に関する請願(五島虎雄君紹介)(第四七五号)

能野川下流に防災ダム設置に関する請願(世耕弘一君紹介)(第四七六号)

県道小山尾尾線栃木市、栗野町間改修に関する請願(山口好一君紹介)(第四七八号)

東北自動車道の早期建設に関する請願(山本猛夫君紹介)(第四七九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

首都高速道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二〇号)

土地区画整理法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十一号)(参議院送付)

海岸法の一部を改正する法律案(内閣提出第四十七号)

建設業法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

建設省関係重要施策に関する件

○羽田委員長 これより会議を開きます。

まず、首都高速道路公団法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

本案につきましては、前回の委員会におきましてすでに質疑を終了しております。

これより本案の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を行なわず、直ちに採決を行ないたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○羽田委員長 御異議ないものと認め、さように決します。

採決いたします。首都高速道路公団法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○羽田委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、本案議決に伴う報告書の作成等につきましては委員長に御一任を願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○羽田委員長 御異議ないものと認め、さように決します。

○羽田委員長 次に、土地区画整理法施行法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますからこれを許します。

山中吾郎君。

○山中(吾)委員 この法案の提案の理由について、大体は了解しておるのではありませんが、具体的に十分はまだ理解できないので、一、二伺いたしたいと思ひます。

その一つは、「災害により土地区画整理の施行に著しい支障を生じたため」というのが第一の提案の理由であります。その支障の具体的な事情を御説明願ひたいと思ひます。

○閣議政府委員 ただいま御質問の点でございますが、御承知の通りに昭和三十年四月一日からたまたまの土地区画整理法が実施されております。この法律を、われわれここでかりに新法と呼びしていただくこととすれば、この新法以前に行なっております区画整理事業、その中には組合が実施いたしておるものもございますし、また地方公共団体が実施いたしておるものもございますが、いわゆる旧法に基きまして実施いたしております組合は、新法が実施されましたときに、区画整理の施行法によりまして、旧法に基いて設立した組合は三十五年の三月三十一日までに事業を完了しない限りは解散をす

る、こういうことに施行法で定まっておりますのでございます。従って、今回の提案理由になつておりますのは、ただいま申しましたように、災害がなかったならば旧法で換地処分も行ない、従つて事業も完了できておりましたの

にかかわらず、災害があつたために旧法による、つまり終息ができなくなつた、こういう場合でございまして、いわゆる旧法で始末のつかないものは、われわれは新法に移行すべきことの指導をつとに行なつておたつたのでございしますが、はからずとも十五号台風が、名古屋の地域につきまして特に浸水が長期にわたりました。組合が新法に移行しようといふときには、総会の議決を経なければならぬのでありますが、さらに、この換地処分に必要な資料等も、水害のために流失いたしましたので、従つてこれに必要な調製のために、かなりの日数を要するものでございまして、通常の状態におきまして旧法から新法に切りかえをするということに要する期間は、約百日以上の日数を要するのでございします。たまたまこの災害の発生が昨年の十月ごろでございまして、それから直ちにそういう事態に向かつて手続を進めることも、あの状況のもとにおいては全く不可能な状態でありましたので、今回の特別の法律改正によりまして、これらの組合についての救済方法を講じてもらいたい、こういうのが今回の提案の趣旨でございします。

○山中(吾)委員 大体わかりました。次に、この一部改正がなくて、そして三月三十一日になつてしまつて何ら解散の手続をとらないで、そのままになつた旧組合というのは、法律上は法律の規定に従つて解消するということになつておるのですか。あるいは、法律では解散すべき規定をいたしておつても、事実上解散手続をしなれば、その存続を認めるかというふうなことになるのか。それはどうな

のですか。

○關盛政府委員 新法と旧法との関係でございしますが、旧法によつて行なつております区画整理組合なり、地方公共団体の事業は、三十五年の三月三十一日までの間において事業を完了してしまつたものは今の御質問にはないわけですが、まだ事業途中にあるものにつきましては新法に切りかえる。こういうことによつて事業を実施するといふ根拠が出て参るわけでございます。

そこで、われわれの方では、この新法が制定されて以後までの、実態に即応しました指導をいたしておりますので、大体においてこの区画整理の組合関係等につきましては、非常な事態の收拾の困難なものはずか一件しかないものでございします。これは法律問題ではなくて、いわゆる利害関係人の間において人の交代がありました。あるいはまたその事業を今日、設立当初の組合の構成員の状態においては継続することが困難であるというものでございします。これはむしろ地方公共団体等とその善後処置を指導するようにいたしております。

○山中(吾)委員 あと一点だけお聞きします。建設大臣において著しい支障を生じた認められた組合に対してこの法律が適用されるということになつておるわけですが、建設大臣が著しい支障がないと認めた組合で、災害地域の中にある組合に対しては、これは三月三十一日には法律の規定によつて何らの手続をしなくて解散になる、あるいは解散というより組合としての存続がなくなるということになるのですか。建設大臣

が指定しない場合ですね、それをお聞きしたい。

○關盛政府委員 その適用を受ける形といたしましては、ただいま御質問のようによつて、建設大臣の指定というにかかつております。従つて職権調査によりまして指定をいたす、告示の形式をとる、こういう形になります。しかば、申請主義でない職権調査であるとするれば、建設大臣が指定を適當ではないといふふうな認められた組合は、事業も完了しないし、そういう場合は一体どうなるか。こういう御質問でござい

ますが、これは私たちが昨年以來この指導をやつておりました、個々の組合の事業の進捗の見通しと、旧法と新法との関係を個別に見きわめまして、新法に移行することができな

く事業の進行に支障を生ずるという組合はないのでございします。今回七つの組合が一応予定されておりますが、これは事実上風が来て、当初予想していなかったことが出てきたものですから、これさえ救えれば区画整理事業の法律上から見た実施には支障がない、こういうふうな判断をいたしまして、御審議をお願いしておる次第でござい

ます。

○山中(吾)委員 著しい支障と認めない場合には建設大臣が指定をしないということになる、実際の組合で事業を完了しない、なお組織変更の手続ができなくて困る組合があるのではないかと考えたのでありますけれども、今の御説明で事実上そういう心配がないということでありまして、了解をいたしました。

この法案は、災害によつて、その非常時の実情に即する適切な法改正であると思ひますし、大体今の御説明によつて私の疑念はなくなりましたので、質疑は打ち切ることになりました。

○羽田委員長 ほかに質疑の通告がありませんので、本案に対する質疑はこれにて終局することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○羽田委員長 御異議ないものと認め、さように決します。

○三綱委員 委員長、採決を行なう前に……。法案が討論を終結いたしましたので、ただいまから採決に入るわけでありますが、私は法案の採決の場合、責任のある立場において大臣も列席していただき。きょうはどういう御都合でおいでにならないのか、わかりませんけれども、今後これを前例としないで、法案の採決には主管大臣が出席していただく、こういうことを一つ確認しておいていただきたい。

○羽田委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、本案議決に伴う報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○羽田委員長 御異議ないものと認め、さように決します。

○羽田委員長 次に、去る二月十二日付託になりました内閣提出、海岸法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。

大沢政務次官。

海岸法の一部を改正する法律案
海岸法の一部を改正する法律案
海岸法(昭和三十一年法律第百一十号)の一部を次のように改正する。

第六條、第二十六條第一項及び第二十九條中「新設又は改良」を「新設、改良又は災害復旧」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国土の保全上特に重要な海岸保全施設の災害復旧工事を促進するため、主務大臣は、海岸保全施設の災害復旧工事とその規模が著しく大であるものを、海岸管理者に代わつてみずから施行することができるとする必要がある。これが、この

〔賛成者起立〕

法律案を提出する理由である。

○大沢(雄)政府委員 たいだいま議題となりまして海岸法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

現行海岸法は、海岸保全区域の管理は原則として都道府県知事等の海岸管理者が行ない、主務大臣が海岸管理者にかわってみずから工事を行なうことができません。これは、国土の保全上特に重要と認められる海岸保全施設の新設または改良に関する工事で、その規模が著しく大であるもの等でございます。災害復旧に関する工事につきましては、もっぱら都道府県知事等の海岸管理者がこれを行なうこととなっております。

しかしながら、昨年の台風第十五号による海岸保全施設の災害の復旧工事のように、国土の保全上きわめて重要なものにつきましては、主務大臣が施行する必要がありますので、今後は、新設または改良に関する工事と同様、一定の場合に主務大臣が災害復旧に関する工事をみずから施行することができることとするものであります。

以上が、この法律案を提出した理由であります。次にその要旨について御説明申し上げます。

まず、第六條の一部を改正し、主務大臣がみずから施行することができ、工事に、海岸保全施設の災害復旧に関する工事を加えることとし、これに伴い主務大臣が施行する海岸保全施設の災害復旧に要する費用の負担及び負担金の納付方法に関する規定について、

所要の改正を行なうとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○羽田委員長 続いて、同じく去る二月十二日に付託になりました建設業法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。大沢政務次官。

建設業法の一部を改正する法律案

建設業法の一部を改正する法律案(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 主任技術者の設置(第二十六條・第二十七條)」を「第四章 施工技術の確保(第二十五條の二十五―第二十七條)」に改める。

第五條第一項第二号を次のように改める。

二 法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定で建設工事に關するものうち建設大臣が指定したものを要した者

「第四章 主任技術者の設置」を「第四章 施工技術の確保」に改める。

第四章中第二十六條の前に次の一條を加える。

(施工技術の確保)
第二十五條の二十五 建設業者は、施工技術(設計図書に従つて建設工事を適正に実施するために必要

な専門の知識及びその応用能力をいう。以下同じ。)の確保に努めなければならない。

第二十七條を次のように改める。

(技術検定)
第二十七條 建設大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、政令の定めるところにより、技術検定を行なうことができる。

2 前項の検定に合格した者は、政令で定める称号を称することができ、

3 第一項の検定を受けようとする者は、政令の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に登録を受けている者又はこの法律の施行の日前若しくは施行の日から起算して六十日以内において登録を申請した者の登録の要件については、改正後の建設業法第五條第一項第二号の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

理由
最近における他の法令による免許又は技術若しくは技能の認定制度の状況にかんがみ、建設業者の登録要件を整備し、建設工事の適正な施工を確保するため、建設大臣は、必要な技術検定を行なうことができることとする等の必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

ある。

○大沢(雄)政府委員 たいだいま議題となりまして建設業法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知のように建設業法は、昭和二十四年制定以来建設工事の適正な施工と建設業の健全な発達に寄与して参つておるものでありますが、最近における建設事業の発展の状況にかんがみ、建設工事の一そう適正な施工を期することが必要と考えられますので、同法の一部を改正し、建設業者の施工する建設工事の従事者等について技術検定の制度を設けるほか、建設工事に関する施工技術の確保するため、所要の規定の整備をはかることいたしました。

以上がこの法律案を提出した理由であります。次にその要旨につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、現行の建設業法におきましては、第五條に登録の要件を定め、同法に定める要件に該当する者は、登録に関する資格を得、また同法第一項各号の一に該当する者は、第二十六條の規定によつて主任技術者となることとすることができるとなっております。

この第五條で定める資格のうち、第一項第二号には、「建設工事に關し、法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けた者」と定めておりますが、建設工事に関する免許等建設業法制定の当初においては予想されなかった、単なる作業等に関するものが実施される傾向になつて参りまして、現行のままでは今後不適当な者が資格を得る場合も生じます。

で、同号の規定を改正し、建設工事に關する免許等の中で登録の要件として適切なものを建設大臣が指定することとしたしました。

第二に、最近における技術の進歩に即応して、建設工事の施工技術の向上を確保することは、きわめて緊要であると考えられますので、建設業者に施工技術の確保についての努力義務を課するとともに、施工技術に関する技術検定の制度を設けることとしたこととあります。

すなわち、建設業者は施工技術についてその確保に努めなければならないものとすると、建設大臣は、施工技術の向上をはかるため、建設業者の施工する建設工事に従事しまたしようとする者について技術検定を行なうことができることとし、この検定に合格した者は、政令で定める称号を称することができることとした。

以上が建設業法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○羽田委員長 たいだいま提案理由の説明を聴取いたしました。両案に対する質疑は、次会より行なうことといたします。

○羽田委員長 次に、前会に引き続きまして、昭和三十五年度建設省関係予算の説明に対しまして、質疑を行ないます。

山中吾郎君。

○山中(吾)委員 依然として大臣が出席されませんので、私の質問の目的を

果たさないのでありますが、次の機会に大臣の出席した際伺う準備質問として、各関係局長にお聞きしたいと思ひます。

前の機会にお願ひをいたしまして、そして調査をしていただいた公共事業重要事項の計上内訳調べを今こゝでいただきますが、これによりまして、三十一年度から三十五年までの五カ年間に、大公共事業費が平均二倍以上になつております。治水治水については二倍、道路整備は三倍、港湾関係は二・五倍、こういうふうな五カ年の間に公共事業関係の予算が二倍ないし三倍になつてゐる。急激に予算が膨張したといふことの中に、各事業の執行でいろいろと再検討すべきものがあるのではないかと。こういうふうな考へるの点については御意見を伺ひたいと思ひます。

まず第一に、官房関係にお聞きいたします。官房長がおられないのでありますけれども……。

○羽田委員長 高田参事官がおります。

○山中(吉)委員 高田参事官にお聞きしますが、こういう膨大な予算が計上されて、これを執行する事務費といひますか、間接費、この点について、現在の計上予算において十分に執行できる自信があるかどうか。それをまずお聞きしたい。

○高田説明員 山中委員の御質問でございますが、事務費につきましては、所定の率によりまして、それぞれ予算を組んでおります。ただ、事務量が膨大でございます関係で、もちろん事務費の潤沢な確保は十分ではございません。

んけれども、しかしながら、現在の執行の体制と施工方法の合理化とか、あるいは事務の簡素化等極力いたしまして、また定員の配置等につきましても、実情に沿うように配慮いたしたいと思つております。少ない事務費で極力効率を上げて参る所存でございます。

○山中(吉)委員 事務の簡素化その他の具体的な対策をお持ちですか。

○高田説明員 現在事務処理の一つの方法といたしまして、従来、国または公共団体等でみずからやつておりました事務のうち、外に出して外注できる程度のものにつきましては、極力その方に回すつもりでおります。

そのほか、従来この点につきましては、漸次工事量の増大に伴つて設計の外注等をいたしておりますが、今後でもできるものにつきましては極力外に回しまして、職員みずからやるものにつきましては減らして参りたいと思つております。

そのほか、事務を処理いたします際に、実際は建設省の直轄工事でございますと、地方建設局等におきまして事務の手續等において極力簡素化をして参る、能率を高める方法を主といたしまして、たとえば現在研修所におきまして所要の関係の職員の研修を行なつております。

そのほか、従来の執務の要領等で改善すべき点を一そう検討する準備を今、整えております。

上げてゐるのです。五カ年の間に倍の予算額を計上されておる中に、建設省の本省の中の執務のあり方の中に根本的に再検討すべきものがあるのではないか。それを伺ひたいので、次の機会までに官房長とよく御相談願つて、御答弁願ひたいと思つてゐます。

それから、前の官房長の説明では、この人件費の予算が百四十八名純増、百四十八名という御説明があつたのであります。この百四十八名という人員の増加によつて、今度の治水予算、昨年の道路予算、これを含んで、とうていできないのであつて、どこかに穴があくのではないか。たとえば建設業者を監督するについても、監督指導する者が少ないために、工事に相当穴をあけるのじゃないか。そして不正工事が出るのじゃないか。あるいは超過勤務をするといふことの中に、超過勤務手当が不足で職員を過労に陥れるといふことがあるのではないか。そういうふうなことで、出先機関の中に矛盾が出るのではないかと。その点、その百四十八名の純増をやつていけるというところで大蔵省との折衝で妥結をしたのか。あるいは、これは実は非常に無理なものであるのか。その辺の判断をお聞きしておきたい。今後大蔵省の関係者も呼んで、私はその点、十分に分析をして質問をいたしたいと思つてゐる。率直にその辺をお聞きしたいと思つてゐる。お答えできなければ、次の機会でもけっこうです。

○高田説明員 お話の通り、純増の人員といたしましては百四十八名でございますけれども、しかし、事業の内容等が、だいたい前年度から比へますと、

事業の箇所とか、あるいは事業の性質、その他必ずしも量の数字の増大そのまゝが事務処理量に響くわけではございませんので、まあ従来からやつてきておることでもありますが、個々の積み上げまして、各事務所ごとの事務処理量をあんばいすることにいたしました。もちろん人が多いほど監督は楽でございますけれども、しかしその点は……。

○山中(吉)委員 実際は不十分なのかどうか。そのところを、ずばりお答え下さい。

○高田説明員 極力執務の体制等を整へまして、やり得るつもりでございます。

○山中(吉)委員 地建関係からいいますと、おそらく工事の監督指導というのには、今の状態では欠陥が出るというところ。それから全国的に地建の人的配置を地ならしするといひますけれども、各地区に住宅なども建ててあげてないのですから、実際上はその人事異動は官房ではできないのではないかと。あるいは超過勤務手当も非常に不足であるといふことも私は調べてあるのです。それからさらに、治水関係ならば直轄事業の中に直営にやつた方がいいという事業の性格も相当あると思つてゐますが、人員が足りないために請負事業に持つていくといふことから、また工事に欠陥が出るのではないかと。またこともあつて、私は官房関係の定員については科学的な資料に基づいて、本年度中に事業量に応じて最小の費用で最大の効果をあげるために再検討すべきである。この立場から、なお官房長と、いろいろ私がきょう質問したこと連絡してもらつて、再検討してもら

いたい。その資料を私はほしいと思つてゐます。次官もお聞きになつておると思ひますから、その点よく、次の機会までに科学的な基礎でどれだけの定員がほんとうは必要であるか、報告するよう一つ御指導願ひたいと思ひます。

それから、これも次の機会に譲りますが、機構改革の建設局設置案を出されておつたのが、その目的を果たさなかつた。どの程度に建設局が必要であるという意見を建設省は持つておるか。まずできればそれに越したことはないという程度なのか。どうしても現在の予算執行の部面において建設局が必要なのか。その認識をお聞きしておきたいのですが、お答えできれば、次官の方からお答え願ひます。

○大沢(雄)政府委員 ただいまの点でございますが、建設省といたしましては、かねて申し上げてありましたように、建設行政の総合的な、計画的な推進を期しまして、掘り下げて建設行政を推進していくために、どうしても大所高所から建設行政全般の調整を総合的に考へて参ります建設局の設置をぜひ願ひしく考へておる次第でございます。本年は新しい部局は各省とも一様にその設置を見合わせるという政府全体の方針でございましたので、やむを得ず引き下がつたような次第でございますが、この点は引き続きまして、明年もぜひこれが実現を見るまで要求をしたい、かように考へておる次第でございます。

○山中(吉)委員 絶対必要だといふ御見解のようであります。その点については同感であります。

とを私、聞きたいと思うのです。建設予算というのは、橋にも道路にもイデオロギーがないのですから、国土保全予算その他については与党、野党を問わず、最大の努力を払って完全なる予算を要求するというものについては何の対立もないと思います。ただし、執行のあり方の中にイデオロギーが入ってくると思うのです。請負事業の独占利潤の立場に立って執行するの、あるいは大臣の言うように人権の保護、人命の保護、いわゆる福祉国家の線に

してもっと積極的な監督指導、必要ならば助成も考えられると思いますけれども、そういう建設業者に對して、公共の立場からある程度の営業の自由というものを憲法の趣旨によって制限することのできるような、根本の考え方を今年度においてもやはり制度的に検討すべきものがあるのじゃないか。また、建設業自体の性格に非常に原始的なものがあり、能率化をはかるという点について、近代化の問題も——ここまで膨大な予算になって参りますと、税金も、最小の費用で最大の効果をあげるという立場から捨てておけないのではない。単なる官房の中の一部の片手間の仕事から、責任のある建設省の予算執行の重要な仕事として再検討すべきであると思ひますので、これを私は質問の中心に、各局長その他にお聞きをして、そうして大臣の識見を聞き、制度的に私は一つの案を提案したいと思つておるのでありますけれども、大臣がおりませんので、次にまた譲る、二回譲るわけでありすが、三十五年度における建設予算の執行の段階というものは、各部局のあらゆる点において再検討すべき年度なんだという点についての認識について、次官のお考えを聞きたいと思ひます。

単に予算が確保されただけで、もとより満足はできないのでございまして、国民の血税によりますこの予算をもちまして、最も有効適切に事業の効果を上げて、そうして、たゞいまお話がございましたが、私も政府におきまして、もとより福祉国家の建設をその目標といたしておりますことは、政府与党の政策によりまして御承知の通りのことと存するわけでござい

す。本年度の体制の問題でございまして、建設省は残念ながら明年まで見送らざるを得なかつたのでございまして、現在のでき得る範囲内で、当面最も必要といたしております公共用地の取得制度に関する調査会の設置を別途お願い申し上げておるのでござい

す。さらに、用地関係の政策を掘り下げ、事務を担当いたします参事官の増員が幸いに認められておるのでござい

ますが、同時に建設省内部及び各府県の建設行政関係の部局の機動的な整備、人的な要員の確保等に力をいたしまするとともに、さらにまた他面におきまして、この多額の予算をもつて執行されますこの公共事業の受注面に対しまして監督を十分にいたしますような方向で、行政の内容を検討いたしまするとともに、きょう御審議をお願いいたします。建設省の改正を考へまして、これによりまして事業の執行者の、請負業者の方面におきまして質の向上、あるいは能力の増進、その他業界の健全な発達につきまして、相待つて有効適切なこの事業の消化という面を考へて、公共性を現実の上において反映したい。かような考え方で検討

いたしました。次でござい

す。私の上上げるのは、そういう建設業界に対する指導行政のほかに、あるいは用地の取得についての制度的な根本的な再検討の問題、それから治水、河川行政にしても、直轄河川の指導から直轄水系の指導といひますか、利根川とか信濃川とか、そういう水系全体について直轄事業として考へていく。総合的な直轄河川の指導よりも、直轄水系の指導というところまで検討すべき段階に達しておるのではないかと。あるいは道路問題についても、ガソリン税の使途を含んで五カ年計画の再検討も考へざるを得ない状況にあるのではないかと。建設省の考へておる各種の年次計画ということについても、私は国土開発の立場から、やはり全省をあげて再検討すべき機運にあるのではないかと。都市計画も含めてそう思ひます。さらに大臣のおられるときに質問をいたしたいと思ひますけれども、何か建設省の機構全体についての改革を目的とした機関を持つというふうな必要があるのではないかと思ひますので、その点について御検討願ひ、またそういう趣旨で大臣の出席のもとに質問をいたしたいので、御伝達をお願い

しておきたいと思ひます。以上で本日は質問を打ち切ります。

〇二階堂委員 次回のこの委員会には、企画庁長官と、それから経済企画庁の総合計画局長を一つ委員会にぜひお願いいたしておきます。もちろん建設大臣も同様でござい

ます。それから、河川局長にちよつと一言だけお聞きしておきたいのです。治水の今回の計画は、予算のときには五カ年計画を、大体四千億というところでい

る予算の折衝をやつたように記憶しておりますが、出て参りました治水特別会計の法案の内容を見ると、それが十カ年計画というふう

に訂正されている。これはあなたの方とよく折衝されて十カ年という計画を大体考へて、そういうふうに変更されたのか。あるいは十カ年計画というその事業量というものを幾らに見ておられるのか。けさ法案の説明を聞きまして、ちよつと不思議に思つたのですが、その点はどうなんですか。

〇山本(三)政府委員 お答えいたします。もちろん治水の特別会計の法案は大蔵省が提出することに相なるわけでございまして、一方、たゞいま仮称でござい

ますが、治山治水事業の緊急整備法というのを建設省、農林省の共同提案ということで進めておるわけでござい

ます。まだほんとうの結論には到達していませんけれども、たゞいまの考へといたしましては、十カ年計画というものを閣議できめていただく。それから、そのうちの前期五カ年計画も、それこそまかく事業別に決定していただくという考へております。

内容といたしましては、御承知のよ

うです。

第一類第十二号

建設委員会議録第四号 昭和三十五年二月十七日

うに、十カ年計画の建設省の治水の方は九千二百億、それから前期の五カ年が四千億というところでございまして、これはすでに閣議でもお話し合ひありまして、大蔵省との間も話し合ひ済みでございまして、それを具体的に閣議で内容を決定していただくということになるわけでございまして、一つの案といひましては、緊急の五カ年計画だけを閣議で決定しようという案がございまして、それではやはりまずい。十カ年もきめ、その内容にさらに詳しく緊急五カ年をきめようということとで、関係各省と目下折衝をいたしております、大体そういうことに落ちつきはせぬか、そういうふうと考えております。

○二階堂委員 大体その説明でわかったのでございますが、実はその五カ年計画を樹立して事業を推進するという事になつても、先般の委員会がいろいろお尋ねいたしたように、一般会計の支出の多少によつて事業の推進が左右されるというふうな心配がなきにしもあらずであります。従つて、五カ年の計画を一応きめても、計画通り仕事がいかなる関係で、できなくなると。そうすると、十カ年という計画をきめておけば、そこに逃げ込むというふうな心配も、われわれとしては非常に懸念されるのです。ですから、十カ年計画が九千二、三百億という計画は一応きめられるにしても、なおかつ、その五カ年の計画というものを、年次計画をどうお立てになるかわかりませんが、五カ年の事業量というものは、はつきりきめて、そうしてその計画に基づいて、仕事を年次計画に従つて

やるということをしつかり一つきめておかれぬと、五カ年たつても仕事がいかなる事情で、できない。そうすると、十カ年の計画が立つておるのだから、この中でまかなへばいいじゃないか、こういうようなことにもなりかねないというので、私もその点をお聞きしたのであります、その点はどうか十分連絡をとつて、間違ひのないように善処をしていただきたい。かように考えるわけでございまして。

○山本(三)政府委員 お説の通りでございまして、私も同じ気持ちでございまして、十カ年というものよりも、むしろ五カ年というものが非常に重要なものでございまして。しかし、十カ年の問題も一応論議されておりますので、これも同時に後期の五カ年も含めたものを閣議の決定はしておいていただく。しかし、内容として最も重要な五カ年というものは、これはこの際のかしておると、こまかされるというふうな心配もある、人がかわりますとまた非常に議論になりますから、そこをしっかりとっておこうということは、建設大臣以下みんな考えておるところであります。

○二階堂委員 十カ年の計画というのは、これは長期にわたる計画であります。私は、これはやはり政府がこれから立てようとする所得倍増の裏づけをなす長期計画というものと、ある程度見合う計画が樹立されなければいけないと思つております。先般の委員会でも申し上げました通り、道路の事業計画にしましても、あるいは治山治水の計画にしましても、ただその技術的な立場より既存の道路を整備すればいいのだとか、あるいは災害の復旧を主と

する、あるいは従来おくれおつた治水の事業を促進するといったような考え方では、行き詰まってくると思つております。そこで、先ほど山中君の質疑の中に、道路については経済基盤の強化とか、道路については経済基盤の強化とか、広くいろいろ大きな条件を加味した経済の上で、大きく言えば、貿易の競争力を増進するといふような計画に基づいて道路の体系も考えなければならぬと思ひ、また治水関係の計画にしても、十年という長期にわたる計画をお立てになるならば、やはりそうした経済の効果と民生の安定というやうな高い角度から、一つ治水というやうな体系も含めた計画を十分考へて、十年計画の中に、ある程度そういう思想を織り込んだ計画を立てるということ、強く要望しておきたいのであります。

○岡本(隆)委員 私も資料を一つお願ひしたいのです。住宅局関係で、昭和三十三年と三十四年度に、住宅金融公庫の産業労働者住宅というのがございまして、その内容と、それから厚生年金保険の還元融資によるところの住宅の建設の模様、それを詳しくお知らせ願ひたい。大体各年度別に、一千万円以上融資されたものはどういふところに上出するかといふことですね。私の目的は、大企業と中小企業で、大体どのような按分に出るかといふことを知りたいのであります。だから、政府の還元融資の住宅を建設したところ、あるいは金融公庫の産業労働者住宅を建設したものは、どういふやうな地域で、どういふやうなことで建設されておるかといふことがわかるやうな資料を作つていただきたいと思ひま

す。
○神田政府委員 できるだけ調査いたしまして、提出いたします。
○羽田委員長 次会は明後十九日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午前十一時四十二分散会

〔参照〕
首都高速道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)に関する報告書
土地区画整理法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)(参議院送付)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

衆議院建設委員會議録第二号中正誤
二五 行 誤 正
三 三 誤 正
三 三 誤 正
三 三 誤 正